

大磯町議会委員会条例の一部を改正する条例

大磯町議会委員会条例（昭和41年大磯町条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表総務建設常任委員会の項所管事項の欄を次のように改める。

- | | |
|----|-----------------------|
| 1 | 危機管理対策室の所管に関する事項 |
| 2 | 政策総務部の所管に関する事項 |
| 3 | 都市建設部の所管に関する事項 |
| 4 | 産業環境部の所管に関する事項 |
| 5 | 会計課の所管に関する事項 |
| 6 | 消防本部、消防署、消防団の所管に関する事項 |
| 7 | 選挙管理委員会の所管に関する事項 |
| 8 | 監査委員の所管に関する事項 |
| 9 | 固定資産評価審査委員会の所管に関する事項 |
| 10 | 農業委員会の所管に関する事項 |
| 11 | その他、他の常任委員会の所管に属さない事項 |

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

平成 25 年 6 月 18 日提出

提出者 大磯町議会運営委員会委員長 高 橋 英 俊